別表 (第8条関係)

区分			金額
複写機により用紙	に複写したも	モノクロ	1枚(片面)につき10
の(日本産業規格	A 列 3 番以下		円
の大きさの用紙に	限る。)	カラー	1枚(片面)につき50
			円
電磁的記録の複	光ディスク	CD-R	1枚につき 100円
写によるもの		(700MB)	
		DVD-R	1 枚につき 120 円
		(4.7GB)	
	その他の電磁的	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	実費を勘案し広域連合長
			が定める額
写しの送付に関す	る費用		郵送又は信書便による送
			付に要する費用に相当す
			る額

備考

1 用紙の両面に印刷された文書、図画又は写真については、片面を1枚として算定する。

情報公開請求書

		年	月	日
(あて先)広域道	連合長			
公開請求者	住 所(法人その他の団体にあっては、事務所)	又は『	事務所の所	在地)
	氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び	び代え	長者の氏名)
	電話番号			
長崎県後期高 行政文書の公開る	齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規 を請求します。	定に	より、次の	のとおり
	(行政文書を特定できるように具体的に記力	して	こください。	,)
公開請求する 行政文書の 名称又は内容				
	(希望する公開の実施の方法を○で囲んでく	くださ	(V) ₀)	
公開の実施の方法	t 1 閲 覧 2 写しの交付 (□ 送付希望)	3 視	1 聴	
※事務担当課	課(電話)		

備考

- 1 写しの交付について送付を希望する場合は、□の中にレ印を付けてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

公 開 決 定 通 知 書

			第	号
			年	月 日
	様			
	197			
		広域連合	長	印
 年 月	日付けの行政文書の	の公開請求につい	ては、長崎	·県後期高齢者
	:開条例第11条第1項の規			
ことと決定しました	つで通知します。			
公開請求のあった				
行政文書の名称				
公開の日時	年	月 日	時	
 公開の場所				
 公開の実施の方法	1 閲 覧	2 写しの交付	3	視聴
		(口 送 付)		
 事 務 担 当 課	課(電	話)	

備考

- 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された公開の日時に来庁できないときは、あらかじめ、事務担当課までご連絡ください。

部分公開決定通知書

		第 年 月	号日
		十 71	Н
様			
	広域連合長		印
年 月 医療広域連合情報公開 ことと決定しましたの	日付けの行政文書の公開請求について 条例第11条第1項の規定により、次のとお で通知します。		, . , . , . , . , . , . , . , . ,
公開請求のあった			
行政文書の名称			
公 開 の 日 時	年 月 日	時	
公開の場所			
公開の実施の方法	1 閲 覧 2 写しの交付 (□ 送 付)	3 視	聴
公開しない 部分の概要			
ー 部 に つ い て 公 開 し な い 理 由	長崎県後期高齢者医療広域連合情報公 に該当	、開条例第7	条第 号
公開することがで きるようになる期日	年 月 日(当該行政文書の る場合には、同日以後改めて行政文書の い。)		*
事務担当課	課(電話)	

備考

不服申立て及び取消訴訟

行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分(審査請求を した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過 した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができな くなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

非公開決定通知書

	第		号
	年	月	日
 			
1本	広域連合長		囙
			· 1-
年月	日付けの行政文書の公開請求については、		
■ 医療仏域連合情報公開いことと決定しました	条例第11条第2項の規定により、次のとおりそ ので通知します	との全部を	公開しな
· CCCMLUAUK	*/		
公開請求のあっ			
た行政文書の名称			
	□ 長崎県後期高齢者医療広域連合情報 2	:開条例第7	条第
	号に該当		
公開しない理由			
	□ 公開請求に係る行政文書を保有してい	<i>†</i> 21.)	
	ロ 公開明水に係る自改文書を体付してい	7 0	
公開することが	年 月 日(当該行政文書の公開	請求を希望	される場
できるようになる期	合には、同日以後改めて行政文書の公開請		
日			,
事務担当課	課(電話)		
4. 173 1 	RALL AND A STATE OF THE STATE O		

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分(審査請求を した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過 した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができな くなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

公開請求拒否決定通知書

		第	号
		年	月 日
	様	広域連合長	印
医療広域連合情報/ 開請求を拒否する/	月 日付けの行政文書の公開請公開条例第10条の規定により行政 公開条例第10条の規定により行政 ため、同条例第11条第2項の規定に しましたので通知します。	文書の存否を明らか	いにしないで公
公開請求のあった行政文書の名称			
公開しない理由 (行 政 文 書 の 存否を明らかに しない理由)			
事務担当課	課(電話)	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分(審査請求を した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過 した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができな くなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

公開決定等期間延長通知書

			<u>e</u> 5		号
			左	F	月 日
	1,7,				
	様				
			広域連合長		印
	月日付けの行政				
	公開条例第12条第2項	の規定によ	り、次のとおり) 公開決	定等の期間を
延長しましたのでi	囲知します。				
公開請求のあった					
行政文書の名称					
長崎県後期高齢					
者医療広域連合	年	月	日から		
情報公開条例第		71	п <i>м</i> • 9		
12条第1項の規定	年	月	目まで		
による期間					
	-	П	H 3 5		
な 巨 ナ フ 畑 間	年	月	日から		日間
延長する期間	年	月	日まで		口旧
	T	71	166		
延長の理由					
延 天 の 垤 田					
事 務 担 当 課	課	(電話)	

公開決定等期間特例延長通知書

		第		号
		年	月	日
;	様			
	 	 述連合長		印
		X.连 T X		Hi
·	日付けの行政文書の公開請求に 開条例第13条の規定により、次のと ます。			
公開請求のあった行政文書の名称				
長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開 条例第13条を適用 する理由				
請求のあった行政文 書のうち相当の部分 について公開決定等 をする期限	年月	日		
上記の期限までに公 開決定等をする部分				
残りの行政文書につ いて公開決定等をす る期限	年月	В		
事務担当課	課(電話)		

意 見 照 会 書

				第		号
				年	月	日
	13.					
:	様					
			広域連合	`長		印
	医療広域連合情報公開					
	あなたに関する情報が	記録され	ています	ので、同	条例第14	条第
項の規定により通知	· -			_		
·	の公開請求に係る行政			てご意見	があれば	、文書
により意見書を提出	してくださいますよう 	お願いし	ます。			
公開請求のあった						
公開請求のあった						
公開請求のあった				_		
年 月 日		年	月	日		
·						
公開請求に係る行政						
文書に記録されてい						
るあなたに関する情						
報の内容						
意見書の提出期限		年	月	日		
22, 17717			-			
意見書の提出先						
息免責の提出元(事務担当課)	課(1	電話番号)		
備考						

- 1 公開しても支障がない場合は、意見書の提出は不要です。
- 2 全部の公開について反対する、一部の公開について反対するなどのご意見があれば、意見書にその旨及びその理由を具体的に記載してください。
- 3 提出期限までに意見書の提出がない場合は、当該行政文書について、公開しても支障がないものとみなします。

公開決定に係る通知書

					第		号
					年	月	日
	様						
				다라 ?	古人巨		
				丛	車合長		印
年 のとおり公開する 条例第14条第3項の	ことと決定し						
公開請求のあった 行政文書の名称							
公開決定の内容	□公	開		部分公開	Ą		
公開決定の理由							
公開を実施する日		年		月	日		
事務担当課		課(電話	f)		
不服由ウイ及び取消							

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し て3か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることがで きます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟に おいて長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。)、処分 の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合 は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分(審査請求を した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過 した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができな くなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。

審査会諮問通知書

			第		号
			年	月	日
-	镁				
	A.				
		広域連合	予		印
年 月	日付けの公開決定等に対	よる案本慧	ませについ	て 炉の) レおり
' '	療広域連合情報公開・個人情報				
	療広域連合情報公開条例第19第				•
審査請求のあった					
行政文書の名称					
審査請求の内容					
	<i>f</i>		н		
諮問をした日	年	Л	日		
事務担 当課	課(電話)		